

## 国家公務員の職務専念義務及び信用失墜行為の禁止について

### 職務専念義務（国公法第 101 条）

- 職員は、勤務時間及びその職務上の注意力のすべてを職責遂行のために用い、職務にのみ従事しなければならない。
- 実際の公務の職場においては、勤務時間中の職員の一挙手一投足まですべて上司がチェック・監督しているというわけでは必ずしもない。  
具体的には、本府省の職員のようなデスクワークに従事する職員については、社会通念上認められるような常識的な範囲内であれば、勤務時間中のトイレや給水等のための離席なども、その都度上司の許可を得ることなく認められている。なお、仕事の性質上、勤務時間中の上記のような行動が許容されない職場（例：矯正施設の看守、航空管制官等の職場）もある。
- 各職員の日常的な業務の進め方については、上司の大枠的な指示を受けて職務に従事するが、細部については職員自らが判断して進めていく場合が少なくない。  
こうした事情から、各職員の業務の成果については、上司が部下職員の業務遂行状況を日々チェックすることはしておらず、毎年一定の日に概括的に勤務成績の評定をし、人事管理に活用している。（さらに現在、新たな人事評価システムの構築に向けて、職務行動評価と役割達成度評価から構成される新たな人事評価を試行中）

（参考）国家公務員法

（職務に専念する義務）

第 101 条 職員は、法律又は命令の定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、政府がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。（以下略）

2 前項の規定は、地震、火災、水害その他重大な災害に際し、当該官庁が職員を本職以外の業務に従事させることを妨げない。

### 信用失墜行為の禁止（国公法第 99 条）

- 職員は、官職の信用を傷つけ、又は官職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

- 国民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務する公務員が非行を行うことは、公務に対する信頼を損ね、公務全体への信用をも失うことになることから、公務員が官職の信用を損ね、公務員全体が批判を受けるような行為を行うことは公私を問わず禁止されている。
- 信用失墜行為には、職務遂行行為として行われるものに限らず、職務に必ずしも直接関係しない行為や勤務時間外の私的な行為も含まれる。  
(例 職務と関係・関連のある行為：収賄、業務上横領、職権の濫用、職務遂行中の暴言など、職務と関連しない行為：勤務時間外での飲酒運転、暴行など)

(参考) 国家公務員法

(信用失墜行為の禁止)

第99条 職員は、その官職の信用を傷つけ、又は官職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

※ 職務専念義務、信用失墜行為禁止の違反行為は、懲戒処分の対象となる。